

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和6年10月26日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	選挙管理委員会臨時会	
開催日時	令和6年10月26日（土） 午前10時00分から 午前10時22分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 502会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和6年10月26日(土)

午前10時00分から

午前10時22分まで

朝霞市役所 別館5階 502会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

衆議院議員総選挙関係

議案第44号 投票所の投票立会人の選任について

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員(4人)

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智 恵 子
委 員	藤 井 尚 夫

欠席者なし

事 務 局	選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真

資料一覧

- ・選挙管理委員会臨時会次第
- ・議案第44号 投票所の投票立会人の選任について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。

第50回衆議院議員総選挙は、明日27日、投開票を迎えることになります。

今日も含めて二日間でございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願ひいたします。

○藤井委員

はい。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第44号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

日程4、議題でございます。

衆議院議員総選挙関係でございます。「議案第44号 投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第44号、投票所の投票立会人の選任について。

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらにつきましては、第1投票区から第2・3投票区、各投票区におきまして3人の立会人を選任するというもので、合計69人でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

議案第44号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程5「その他」でございます。

委員の方から、立会人等をやって何かお気づきになった点はございますか。

○藤井委員

国民審査の投票上の注意についてですが、入口と投票所の中に掲示した方がいいのではないかと
思うんです。

というのは、期日前投票のときに見ていても、どうやって投票していいか、結構、戸惑っている
方がいらっしゃるんです。×印を書くことを説明しているのはいいのですが、投票をしたくない方
もいらっしゃるので、注意事項の二、三について、口頭で説明するとなかなか大変でしょうから、
入口のところに書いてあるのと、所内のところにもそういう掲示をした方がいいのではないかなと
思うんです。

○細田委員長

それはどうですか。

高橋局次長。

貼ってありますよね。

○藤井委員

貼ってあるのはあるんだけど、小さいんですよね。

それで、投票する記載台の端っこの方であって、分からないんですよね。

○細田委員長

では、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○細田委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの藤井委員の質問に対しての答弁をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

現時点で、各投票所の設備の詳細が、そのものが貼れるかどうかという部分につきまして、選挙管理委員会事務局でも、まだ、全てを把握しているわけではございません。

また、投票に際しまして、貼ったことによってそれを読む人がいた場合、受付のところで混み合うということも考えられますので、その部分につきましては、今回すぐに対応するという事は難しいかと思いますが、次回の選挙に備えて考えていきたいというように考えてございます。

以上です。

○藤井委員

はい、了解しました。

○細田委員長

では、その件については、事務局に一任しますので、有権者の立場に立った対応をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き委員の方から何かございますか。

金子委員。

○金子委員

日曜日の投票のときに、派遣職員が8人いらしていたんですね。その中の一人の女性の方が、比例代表の投票用紙交付機のところに座ってらしたんです。スタートのときから、投票用紙が出て来ますよね、すると、「はいどうぞ」と相手の方に取らせるんです。だから、「えっ。」と。本来は自分が取って渡すわけですよね。ところが、ピッと押して出て来ますよね。すると、どうぞと取らせて行くんですよ。だから、私は後ろの役所の方にお話して、気を付けてもらうように話したんですね。

それからもう一つ、その方が、今度は同じことになりますけども、ほかの派遣の方は、「辞めさせ

たい方は、×を付けてください。」とみんなおっしゃっているのに、その方は、はい、はいと渡しているから、有権者の方が聴きにいらっしゃるんですよ。ここはどうするんですかと。国民審査のことをね。だから、しっかりと「辞めさせたい方は、×を付けてください。」と言うようにお願いしました。ほかの方は全部おっしゃっているから、それは、統一してやっていただければいいのかなと思いました。

○細田委員長

それは、どうですか。

○事務局・高橋局次長

派遣職員につきましては、事前に研修を行っているところではございますが、改めまして、今回御指摘いただきましたので、対応につきましては、徹底していきたいということで考えてございます。

以上です。

○金子委員

ありがとうございます。

○細田委員長

文言は、あんちょこを書いてもらって、出張所では、全部それを読んでいましたので。出張所において、私が立ち会っていた中においては、全てマニュアルどおりにやってくれていました。

よろしいですか。

それでは、委員の方からないようでございますので、事務局から何か報告ございますか。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

今回の期日前投票で、10月23日のことでしたが、朝霞台出張所におきまして、小選挙区の点字の氏名掲示が用意されていないということで、選挙人の方が、権利が制限されているのではないかとということで、市として、今後どのように対応していくのかといったようなことで、回答をすることが求められたといった事例がございました。

○細田委員長

もう少し具体的に説明できる範囲で説明してください。

○事務局・高橋局次長

まず、選挙人の方が、投票所に訪れまして、最初に点字器の使用法の教えてくれるよう求められたといったことで、その後、私が投票所の職員と電話を代わりました。その選挙人の方から、私

が電話を代わった際に、小選挙区の点字の氏名掲示が用意されてないといったような御指摘がございました。

その際、私から小選挙区、ほかのものもそうなのですが、氏名掲示は県で作成しておりまして、その時点で朝霞市にはまだ届いていないといったことで、その時点では、点字の氏名掲示は投票所に置くことができないということ、御説明させていただいたということで、その日に際しましては、掲示を用意できないので日を改めて投票していただけないだろうかということでお話をしたところなのですが、選挙人の方は、今でないと投票できないというお話がございました。

そういうふうにやりとりをしている中で、御自身は投票できないのかという文言がございましたので、私から、残念ですが、投票できないということでお答えをしたところなのですが、投票できないという言葉が、権利を侵害したのではないかとといったような話に変わってまいりました。

その際、投票できないということは誤りであって、投票するに当たっての情報提供の一部ができないということで、改めて訂正をしたところ、その部分については、御理解をいただきまして、そうしましたら、点字の氏名掲示に代わる方法、何か提示できないかということでございましたので、その一例として、例えば係員が氏名掲示の内容を読み上げるので、選挙人の方にそういった形で候補者の情報提供はできるということでお答えしたところ、その部分につきましては、一定の御理解をいただいたというふうに考えてございます。

ただ、朝霞市に限らず、点字がすぐ準備できないということに関しましては、県で作っているということもございますので、朝霞市以外に対しても、同じような状況が起こっているのではないかとといったことはおっしゃっていたのですが、朝霞市については、今後、この部分に対してどのような対応をとるのかということで、責任を持った回答をしてほしいということで、選挙管理委員会からの回答が求められているといった状況でございます。

○細田委員長

経過がよく分かりました。

では、今までこのような対応があった場合は、どうされていたのですか、氏名掲示は。今回は急だったので間に合わなかった、遅くなったのか、今までは、間に合っていたのですか。

○事務局・高橋局次長

従前からですね、やはり、急な選挙の場合につきましては、急な選挙でなくてもそうなのですが、やはり公示日とか告示日直後ですと、点字の氏名掲示というのは、専門の方でないと作れないということから、どうしても最初の方は間に合わないということではございました。

そういった場合については、やはり投票所の方で、代理投票の御案内での対応というようにやっ

ていたところでございます。

○細田委員長

読み上げとか事例はあったんですね。

○事務局・高橋局次長

事例はございましたが、選挙人の方からこのような形で回答を求めるといったようなことにつきましては、ございませんでした。

○細田委員長

そうですか。ありがとうございます。

今後の対応については、市長選もこれからあるわけなので、その選挙の氏名掲示は作っていただけるんですね。早めに。

○事務局・高橋局次長

はい。点字の氏名掲示につきましては、告示日、今まで告示日が立候補の届出がございまして、その翌日から期日前投票が始まりますから、早急に作るよう準備はするのですが、やはりどうしても告示日の翌日に準備するということは、難しいかと思えます。

ということで、事務局としては、それに代替する措置として、代理投票や選挙人に読み上げの御案内をすとかといったことについて、対応していきたいと思うのですが、投票管理者の説明会とか事務従事者の説明会の中で、今までも言ってきたところなのですが、今回、その辺ちょっと抜け落ちていた部分もあるのかもしれませんが。説明は、しているのですが、現場の方までなかなか浸透していないという部分もあったかと思えますので、改めて、説明会等では徹底するようということで、現場の対応を図っていきたいと考えてございます。

○細田委員長

それから、一つ要望ですが、こういうことがあったので、何か県と会うときがあったら、こういう要望がありましたということも、口添えしてもらえれば有難いのですが。

私どもも、何か委員会で集まるときがあれば、早めに点字用の氏名掲示を送付してくださいというところは、何か機会があれば申し上げたいと思えますので、事務局においても、そういう会議があったときには、要望してください。

○事務局・高橋局次長

県へ要望する機会がございましたら、今回は、点字については、急な選挙であったということもございまして、今後は早めに対応するようにお願いをしてまいりたいと考えてございます。

○細田委員長

分かりました。

いいですか、では、この件については、そのような対応で。

藤井委員。

○藤井委員

23日は、僕が立会い…。

小選挙区と比例は、点字があったと聴いているんですね。ところが、国民審査の方がなかったと聴いているので、違う方で読み上げていただいて、それで、点字で記載してもらったと聴いていません。

急なことだから、多分、点字も大変だろうと思いますけれども、立候補のことばかりに目が行っていて、国民審査の方が片手落ちというか、遅れてしまっているんですね。その辺のところ、点字や何かというのは、公報というのは原則、立候補者の原文をそのまま書くということになっていきますよね。その絡みがあって。事務局の方も難しいのだと思うので。

○事務局・佐藤係長

選挙公報と氏名掲示の話があるのですが、点字の氏名掲示と選挙公報、新聞みたいなものですね。最高裁は遅れておりまして、投票用紙、×を付けるという緑の紙ですね、あれが到着したのが、15日の午後なんです。裁判官のどの方が対象になるかということで、印刷できているのが、期日前が始まる前の日の午後、市に届いているぐらいなので、投票用紙がその時点で来ているぐらいなので、点字であったりとか新聞である公報というのは、もっと遅いんですね。なので、制度上の問題なので、国から県に行って、県から市に来るので、いかんともし難いところがあると。

かといって朝霞市で勝手に作るわけにはいかないもので、発行元が決まっていますので。よって、ホームページに載っているものにつきましては、すぐ市で印刷してラミネート加工したものを、期日前投票所には備え置かせていただいているのですが、順次、来ている状況だったんです。通常ですと、選挙公報、新聞みたいなものですね。新聞みたいのものは、小選挙区だけで来て、比例と国民審査はいっしょに来ます。比例の間に国民審査が入り込む形で2回来るのですが、1回目は選挙区、2回目は、比例と国民審査が一緒になったもので来るのですが、今回は、別々に来ているんですね。そのぐらい、もう、国も追い付かないというところでやっていますので、今回、問題になっているのは、点字のことですので、点字につきましては、先ほど次長から御説明がありましたが、届いていないときには、職員が代わりに読み上げるとか、若しくは代理とか、ほかの方法がございますので、そういったもので対応したいと思います。

選挙公報、新聞みたいなものにつきましては、県ホームページに掲載された時点でラミネート加工をして備え置くと。それから、NHKのホームページ上に、情報が記載されていました。どういった方が、今回の国民審査の対応の方か。また、主な裁判経歴というのはどうなのかということで、

それで、期日前投票所では、お問い合わせいただいた場合には、御案内をしておりました、NHKのサイトには載っていますよと。

ただ、NHKは、公共放送ではございますが、中央選挙管理会がやっているわけではございませんので。また、人によっては、スマートフォンを使っていない、インターネットを使っていないという方もいますので、御覧になれる方、なれない方がいましたが、そういった形ではありましたが、ご案内はしていました。

なので、今後につきましても、県に要望等はしますが、何分急な選挙だと対応が難しいこともございますので、選挙人の方に、なるべく選挙しやすい環境を整えるということで、何らかの形で御案内をしたいと考えているところです。

○細田委員長

よく分かりました。

では、今後の対応については、今御説明があったようによろしく願いいたします。

そのほか、何かありますか。いいですか。

◎6 閉会

○細田委員長

ほかはないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。